

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療支援事業の年齢要件の緩和について

〔 令和2年5月22日
子供未来応援課 〕

1 趣旨

妊婦の新型コロナウイルス感染症の重症化の可能性が指摘されていることや胎児への影響が明らかになっていないことなどを理由に不妊治療の延期が推奨され、不妊治療を受けている夫婦が治療の延期等を余儀なくされる状況となっていることから、令和2年度に新型コロナウイルス感染防止のために不妊検査・治療を延期した夫婦に対し、次のとおり不妊治療支援事業等の年齢要件を時限的に緩和する。

2 国の「特定不妊治療支援事業」における年齢要件の緩和

◆特定不妊治療支援事業（国 1/2，県 1/2）【R2年度当初予算：138,450千円】

助成対象：保険適用外の体外受精，顕微授精の治療費助成（限度額15万円，初回加算15万円等）

現 行	変 更 内 容（時限的措置）
【対象者】 治療期間初日の妻の年齢： <u>43歳未満</u> 【通算回数】 初回助成時 治療期間初日の妻の年齢 <u>40歳未満</u> ：6回 （40歳以上 <u>43歳未満</u> ：3回）	【対象者】 <u>令和2年3月31日時点で妻が42歳</u> かつ 治療期間初日の妻の年齢： <u>44歳未満</u> 【通算回数】 <u>令和2年3月31日時点で妻が39歳</u> かつ 初回助成時 治療期間初日の妻の年齢が <u>41歳未満</u> ：6回 （41歳以上 <u>44歳未満</u> ：3回）

3 本県独自の「不妊検査費等助成事業」における年齢要件の緩和

◆不妊検査費等助成事業（県 10/10）【R2年度当初予算：50,459千円】

助成対象：不妊検査，一般不妊治療の自己負担額1/2（上限5万円）

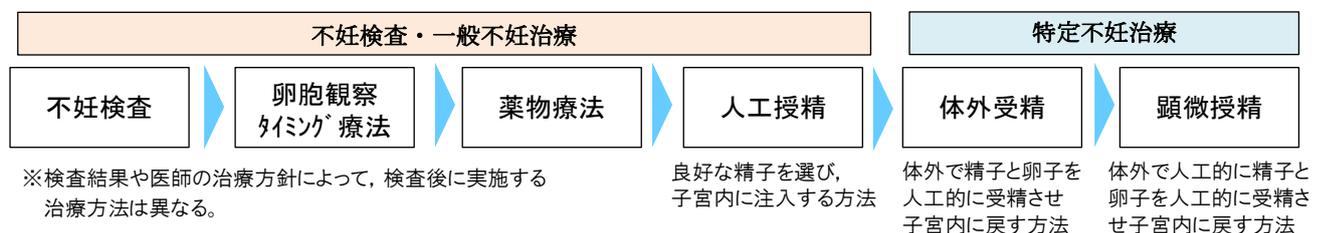
現 行	変 更 内 容（時限的措置）
【対象者】 検査開始時の妻の年齢： <u>35歳未満</u>	【対象者】 <u>令和2年3月31日時点で妻が34歳</u> かつ 検査開始時の妻の年齢： <u>36歳未満</u>

4 予算措置について

令和2年度当初予算で対応

（理由）今年度不妊検査・治療を予定していた方が治療等を延期し，再開した後に申請することを想定しており，申請件数は増加しないと見込まれるため。

【参考】不妊検査から不妊治療への流れ



新型コロナウイルス感染症対策 不妊治療中の方へのお知らせ

新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和2年度の不妊治療等を延期された夫婦に対しては、広島県が実施する不妊検査費等助成事業と不妊治療支援事業の対象年齢を緩和します。

－ 不妊検査・一般不妊治療 －

新型コロナウイルス感染防止の観点で、令和2年度に不妊検査・一般不妊治療を延期した夫婦に対し、不妊検査費等助成事業の対象年齢を1年延長します。

助成対象

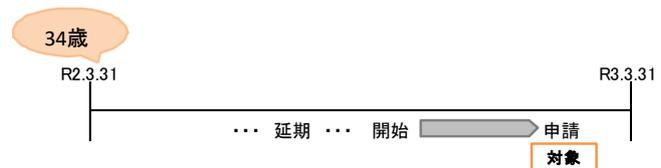
不妊検査・一般不妊治療の自己負担額の1/2（上限5万円）

対象年齢

（現行）不妊検査を開始したときの妻の年齢が35歳未満。

（特例）令和2年3月31日時点で妻の年齢が34歳の夫婦であって、
不妊検査を開始したときの妻の年齢が36歳未満であれば助成対象とします。

※令和2年度中に申請をしてください。



－ 特定不妊治療（体外受精・顕微授精） －

新型コロナウイルス感染防止の観点で、令和2年度に特定不妊治療を延期した夫婦に対し、不妊治療支援事業の年齢要件を緩和します。

助成対象

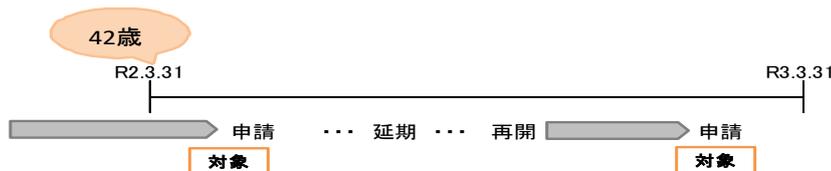
指定医療機関で受けた、保険適用外の体外受精・顕微授精

対象年齢

（現行）治療を開始したときの妻の年齢が43歳未満。

（特例）令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の夫婦であって、
治療を開始したときの妻の年齢が44歳未満であれば助成対象とします。

※令和2年度中に申請をしてください。



通算助成回数

（現行）初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満であれば通算6回。

（特例）令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の夫婦であって、
初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が41歳未満であれば、
通算6回助成します。